

# 水質汚濁防止法施行規則の一部を改正 (1/2)



平成 23 年 4 月 1 日に水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 31 号）が施行されました。これに伴い、環境省令第 3 号において水質汚濁防止法施行規則の一部が改正されています。その内容については以下の通りです。

## ～水質汚濁防止法施行規則の一部についての改正～

第 9 条の各号について、次のように改正されています。

1. 排出水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第 1 別紙 4(排出水の汚染状態及び量)により届け出たものについては 1 年に 1 回以上、その他のものについては必要に応じて行うこと。
2. 前号の測定については、特定事業場の規模や排出水の汚染状態、その他の事情により、様式第 1 別紙 4 により届け出た項目について都道府県等(特定の市を含む)が条例で前号に掲げる当該事項に係る測定の回数より多い回数を定めた時又はその他のものについて 都道府県等が条例で測定の回数を定めた時は、当該回数で行う こと。
3. 前 2 号(1 号及び 2 号)の測定は、排水基準の検定方法により行う<sup>※1</sup> こと。
4. 特定地下浸透水の汚染状態の測定は、有害物質のうち様式第 1 別紙 9(汚染などの処理の方法)により届け出たものについては 1 年に 1 回以上、その他のものについては必要に応じて行うこと。
5. 前号の測定については、特定事業場の規模や特定地下浸透水の汚染状態、その他の事情により、様式第 1 別紙 9 により届け出た項目について都道府県等が条例で前号に掲げる当該事項に係る測定の回数より多い回数を定めた時又はその他のものについて 都道府県等が条例で測定の回数を定めた時は、当該回数で行う こと。
6. 前 2 号(4 号及び 5 号)の測定は第 6 条の 2 の 有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により行う<sup>※2</sup> こと。
7. 測定の為の試料は、測定しようとする排出水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること。
8. 測定の結果は様式第 8(水質測定記録表)により記録すること。ただし、計量証明事業所から、様式第 8 の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した証明書の交付を受けた場合にあつては、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。
9. 測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は前号ただし書きにおける証明書と共に 3 年間保存すること。

※1：昭和 49 年環境庁告示第 64 号

※2：平成 1 年環境庁告示第 39 号

### ■事業内容■

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析  | ⑤土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| ②ダイオキシン類に係る濃度量量証明   | ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定     |
| ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | ⑦アスベスト・PCB等の化学分析     |
| ④水道法第 20 条に基づく水質検査  | ⑧EU規制物質の化学分析         |



## 水質汚濁防止法施行規則の一部を改正 (2/2)



### <今回の改正におけるポイント>

#### ・排水水及び特定地下浸透水における汚染状態の測定について

- ① 今まで特に測定項目、測定頻度についての取り決めが水質汚濁防止法においては無かったのですが、今回測定頻度が1年に1回以上、測定項目は事前に届出に記入されている項目とその他の項目と明確になっています。(第9条1号及び4号)
- ② 各都道府県等の条例で測定項目、測定頻度が水質汚濁防止法施行規則とは別に定められている場合には、各都道府県等の条例における測定項目、回数に従う事となります。(第9条2号及び5号)

#### ・排水水及び特定地下浸透水における汚染状態の測定記録の記録、保管について

- ① 今までは水質汚濁防止法施行規則の様式第8による記録及び保管が定められていましたが、今回の改正により、計量証明事業所が発行する計量証明書に様式第8に記載すべき事項(採水者、分析者及び測定項目)が掲載してあれば、様式第8の同箇所への記入を省略出来ます。(第9条8号)
- ② 自社での測定においては、結果を全て記入した様式第8及び測定結果と算出に伴うチャート類等が保管の対象となりましたが、計量証明事業所による計量証明書があれば、様式第8と計量証明事業所による計量証明書の2点のみの保管で、測定記録の保管条件を満たします。(第9条9号)

なお、各種届出の元となる様式及びその別紙については、各都道府県又は市町村におけるホームページや窓口で入手することが出来ます。ご不明な点はお問合せください。

今までは水質汚濁防止法における排水水、特定地下浸透水の測定においては取り決めが無く、各都道府県の条例による規制に留まっていた。従って、自主測定としての測定頻度の設定や、排水水等の汚染状態により、測定項目を選定しての測定になっていました。

しかし、データの改ざんや記録の不徹底等の事例が続いた為、水質汚濁防止法が平成22年5月に改正されたことを受け、今回の改正が行われ、水質汚濁防止法における特定施設の届出様式に基づいた測定項目の選定及び測定頻度が明記されましたので、今までよりも更に測定の必要性は増し、基準の遵守が求められるようになります。

また、埼玉県では埼玉県生活環境保全条例において、水質汚濁防止法施行規則の今回の改正を盛り込んだ形での施行について、改正を行っております(内容により平成23年4月から随時施行)。

排水水、特定地下浸透水の基準の遵守、環境リスクの低減は、継続して測定を行うことにより、実現することが出来ます。

当社では、万が一基準値を超過してしまった際に、お客様に1秒でも早く結果をお知らせする事で、お客様のリスクが軽減されるとの思いもあり、“あなたの分析室Webシステム”を導入しております。また、基準値超過の原因や対策についてもお気軽にご相談下さい。

詳しくは、当社 **環境分析部 清水(主)、大塚(フリーダイヤル0120-01-2590 内線293、338)**まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

#### ■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ④水道法第20条に基づく水質検査
- ⑤土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑦アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑧EU規制物質の化学分析

